

議案第 8 号

定例教育委員会資料
平成 27 年 1 月 26 日
文化課
課長：那須野 雅好 担当：熊井 勝志 山田 真一
内線：763-261

タイトル	損害賠償規定の整備に伴う「安曇野市博物館条例」等の一部改正について
決定を要する事項の内容	改正の趣旨について
要旨	損害賠償規定の整備に伴い、「安曇野市博物館条例」等の用語を改正する。
説明	<p>損害賠償規定については、市の例規に共通する規定ですが、その考え方や用語は統一されていないのが現状です。本来、損害賠償責任は民法の定めるところにより処理すべきものであり、例規ごとに異なる内容となっているのは妥当ではありません。</p> <p>以上から、市の例規について損害賠償規定を統一することとなり、文化課所管の以下の条例・規則についても所要の改正を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号） 2 安曇野市郷土資料館条例（平成 18 年安曇野市条例第 29 号） 3 臼井吉見文学館条例（平成 18 年安曇野市条例第 30 号） 4 貞享義民記念館条例（平成 18 年安曇野市条例第 31 号） 5 飯沼飛行士記念館条例（平成 18 年安曇野市条例第 32 号） 6 安曇野市穂高陶芸会館条例（平成 18 年安曇野市条例第 33 号） 7 安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例（平成 18 年安曇野市条例第 19 号） 8 安曇野市博物館条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 17 号） 9 安曇野市郷土資料館条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 18 号） 10 臼井吉見文学館管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 19 号） 11 貞享義民記念館管理規則（平成 17 年教育委員会規則第 40 号） 12 飯沼飛行士記念館管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 20 号） 13 安曇野市穂高陶芸会館管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 22 号） 14 安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 21 号） <p>趣旨承認、法規審査委員会での審査を経て、条例は 3 月議会、規則は教育委員会 3 月定例会への上程を予定します。</p>